**平成２１年（フ）第５７３号**
熊本市秋津３丁目４番11号
債務者　家入　政広
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第１７０号**
山口県防府市大字田島564番地
債務者　沖原　保男
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１８０号**
山口県阿武郡阿東町大字地福上2507番地の１
債務者　松村三枝子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１５６１号**
神奈川県藤沢市藤沢964番地　フレンドハイム102
債務者　阿部　義弘
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１５６２号**
神奈川県藤沢市藤沢964番地　フレンドハイム102
債務者　阿部さち子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１８３８号**
横浜市瀬谷区相沢６丁目２番地７　レトア向陽201号室
債務者　小笠原幸登美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１８５２号**
横浜市神奈川区羽沢南１丁目25番１号　コーポ羽沢101号
債務者　中野成二郎
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１９８１号**
横浜市港南区港南６丁目31番25号　コーポミューズ203号
債務者　沼崎　憲滋
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１７７号**
長崎県佐世保市もみじが丘町43番地　県営住宅Ａ棟403号
債務者　松田　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第２１７号**
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1886番地２　コーポラスシブエ201
債務者　貢　　昭宏
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第５６号**
秋田県能代市常盤字町辺40番地３
債務者　與齊　郁美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

**平成２１年（フ）第５７号**
秋田県山本郡三種町鵜川字東本田41番地１　八竜東住宅３―15号
債務者　佐々木陽子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

**平成２１年（フ）第１７５９号**
神奈川県藤沢市羽鳥４丁目13番４号　ラフォーレ湘南ⅡＥ―１号
債務者　小澤裕美子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１８４１号**
横浜市都筑区大熊町421番地　ヒルサイド大熊102
債務者　菅原ハツ子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第５０号**
石川県羽咋郡志賀町梨谷小山16の91番地
債務者　橋　　昭雄
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２１年（フ）第５１１号**
愛知県岡崎市竜美北１丁目５番地７　ベルコリーヌ竜美203
債務者　松村　朝隆
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係